

文 部 科 学 大 臣  
遠 山 敦 子 殿

平成 1 5 年 4 月 1 5 日  
総 合 規 制 改 革 会 議  
議 長 宮 内 義 彦

### 資料等提出依頼

3月27日に開催された第3回総合規制改革会議アクションプラン実行ワーキンググループにおいて、当会議の委員、専門委員から貴省に対し依頼致しました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり、資料、データ等の提出をお願い致します。

提出期限：4月22日（火）17：00

原則として、提出された資料等については、ホームページ等において公開させていただきます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についても御回答願います。また、期限までに提出が困難な場合または提出がなかった場合は、その事実及びその理由も公開させていただきます。

### 記

#### 1. 株式会社、NPO等による学校経営の解禁について

(1) 学校に関する「公設民営方式」の導入が容認されないことについて、保育、福祉等の分野においてはこれが容認されている現状を踏まえ、貴省の見解及びその理由を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

なお、その際は、本年4月から施行された構造改革特別区域法において既に容認されている特別養護老人ホームの公設民営方式については、保育所とは異なり、入所措置等が地方公共団体に留保されていないことにも留意されたい。

(2) 「特区において株式会社やNPO等が学校経営を行う場合、これらの経営主体を、憲法第89条に規定される『公の支配に属する教育事業』を行う者として、学校法人と同様に私学助成の対象とするためには、これらの経

営主体に対し、学校教育法と私立学校法上の諸規制と同様の規制を課すことが不可欠である」旨の貴省のご説明について、当該「諸規制」というのは、両法におけるいかなる規定であるか、合憲であるための必要条件に限り、「限定列挙」で、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

- (3) 昭和54年3月13日の内閣法制局長官による国会答弁では、「学校閉鎖命令、解散命令、特別の監督を総合すれば、現行の法体系は憲法第89条による公の支配という憲法の要請を満たしている」としているが、「公の支配に属する教育事業を行う者は、学校法人等でなければならず、株式会社等であってはならない」とはしていない。

したがって、憲法第89条が要請する「規制」は、本答弁において言及されている学校閉鎖命令等の「行為規制」のみで足りると考えられるが、当該「行為規制」と、貴省が主張する学校法人でなければならずとする「主体規制」との関連について、貴省の認識及びその理由を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

- (4) 私立学校振興助成法附則第2条に基づき、当分の間学校法人となることを要しない「学校法人以外で盲学校、養護学校又は幼稚園などの私立の学校を設置する者」に対し私学助成金が交付されている事例について、以下の諸事項を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

交付先（具体的な名称）

交付時期

交付金額（各年度毎）

学校法人化しなかった案件について、交付された助成金の取扱い

憲法第89条に照らして、これらの学校法人化しなかった案件に関する貴省の見解及びその理由

- (5) 昭和24年の法務省回答によると、「憲法89条は、特定の宗教等に左右されないよう、慈善教育、博愛の事業について制約を設けたのであり、政教分離原則、公金の乱費防止を目的としている」としている。

これが未だに「政府見解」として有効であるとするれば、現在、仮に宗教学校に対する補助金の支出（宗教教育を行う者の人件費や宗教教育に関する施設に対する公金の支出）の実態があるとするれば、それは上記「政府見解」と抵触する可能性もあると考えられる。

上記実態、及びそれが「政府見解」と抵触するか否かに関し、貴省の見解及びその理由を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

## 2. 大学・学部・学科の設置等の自由化について

- (1) 米国において、私立学校が学位の種類・学問分野の変更を伴う学部・学科を設置する場合に、許可が必要な州及び不要な州の双方について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。
- (2) 学部・学科の設置にあたって、仮に、学位の種類・学問分野の変更を伴うか否かによって、手続上、重大な差異を生じるような諸外国の例があるとするれば、それについて具体的かつ詳細にご教示頂きたい。
- (3) 学部・学科の設置手続に関し、学問分野に係る伝統的な「分類」に、重大な効果（許可の要否）を持たせることの必要性について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。  
仮に、その必要性を主張されるのであれば、「既存の工学部の機械工学科及び電気学科における教員が、新たに設置しようとする建築学科の企画構想をする場合」が、「既存の工学部化学工学科の教員が、新たに設置しようとする理学部化学科を企画構想する場合」よりも、「教員が適切に判断できる」とする論拠を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。
- (4) 届出が認められる場合として、上記(3)の「工学部において建築学科をつくるような場合」と、「学部・学科の教員から、新たな学部・学科の教員基準の2分の1以上が移行する場合」の双方について、事前届出書を受領した際の貴省における具体的な審査内容について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。
- (5) 大学設置基準について、米国の代表的な州において、「校地面積基準」や「校地・校舎の自己所有要件」を有している例があれば、その内容について具体的かつ詳細に御教示頂きたい。
- (6) 諸外国の例で、校舎・校地の自己所有を義務付けている国とそうでない国の双方について、ご教示頂きたい。
- (7) 学生が大学の選択を行う際に大学が行う必要な「情報公開」について、今後貴省が行う政策の方向性・方針等について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

( 8 ) 大学に関し、校地面積基準や校地・校舎の自己所有要件等を課すことが、大学教育の質の向上に資するという点について、具体的な根拠をご教示頂きたい。

具体的には、

校地面積について、「学生一人当たり 10 平方メートル」等を基礎とする新たな基準の根拠

耕地面積基準や校地・校舎の自己所有要件等により、利用者のニーズに反して、都市部の利便性の高い場所に新しい大学を立地することができず、結果的に、過去に土地を所有している大学が、競争に晒されることなく、保護されているという弊害について、貴省として認識されているか否か、

これらの規制を、大学教育に関するサービスの利用者たる学生が、自ら選択できるよう、学生に対し情報公開するよう義務付けるとの規制に置き換えることにより、どのような不都合が生じるか、等についても、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

なお、この他にも追加依頼、回答を踏まえた再依頼など有り得ることをお含みおき下さい。

【参考】総合規制改革会議令（平成 13 年 3 月 30 日政令第 87 号）（抜粋）

第 5 条（資料の提出等の要求）

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。